

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 日工株式会社  
代表者名 取締役社長 岸 勝  
(コード番号 6306 東証・大証各一部)  
問合せ先 常務取締役企画財務本部長 伊藤 肇  
(TEL 078 - 947 - 3131)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 143 期定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 会社法施行に伴う変更

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ・ 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するために規定を設けるものであります。(変更案第 10 条)
- ・ 株主総会の招集場所を明確にたく、現行定款第 11 条(招集の時期)に株主総会の招集の場所を追加するものであります。(変更案第 13 条)
- ・ 株主のみなさまに対し株主総会参考書類等の情報をより詳しく提供することができるように、招集通知に添付する資料の一部をインターネット開示することにより株主のみなさまに情報提供したとみなす規定を設けるものであります。(変更案第 16 条)
- ・ 製造業として長期的な視点より経営することが重要な取締役が、その在任期間中に期待される役割を十分発揮できるよう、解任決議議案については今後とも特別決議によるものとすべく、現行定款第 16 条(取締役の選任)に同規定を追加するものであります。(変更案第 20 条)
- ・ 「会社法」第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款の定めにより社外監査役との責任限定契約が認められたことに伴い、社外監査役との責任限定契約の規定を設けるものであります。(変更案第 31 条)
- ・ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を行なうものであります。(変更案第 4、7、11 条)
- ・ その他定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更、及び旧商法上の用語を会社法で使用されている用語に変更、並びに一部条項の削除、表現の変更、字句の修正を行なうものであります。

(2) 目的の追加

今後の事業拡大と多様化に備え、「金属製品の製造・販売」、「一般機械器具の製造・販売」及び「精密機械器具の製造・販売」を事業目的に追加するものであります。(変更案第3条)

(3) 公告方法の変更

現行定款第4条(公告の方法)について、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、「会社法」第939条の規定に基づき、公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)

(4) 取締役及び代表取締役の員数の変更

経営環境の変化に対応して最適かつ迅速な経営判断を行なうため、現行定款第15条(取締役の数)に定める取締役の員数を13名以内から8名以内に、現行定款第17条(代表取締役及び役付取締役)に定める代表取締役の員数を5名以内から2名以内に変更するものであります。また、あわせて会社法施行に伴う所要の変更を行なうものであります。(変更案第19、21条)

(5) 取締役会及び監査役会の招集についての規定の追加

取締役会及び監査役会について、全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでも開催できる旨を定款に定めたく、現行定款第20条(取締役会の招集)、第27条(監査役会の招集)に同規定を追加するものであります。(変更案第24、32条)

(6) その他上記の変更に伴い、一部条数の繰り下げ等所要の規定整備を行なうものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示しております。)

現 行	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商号) 当社は、日工株式会社と称する。 英語では、NIKKO CO., LTD.とする。	第 1 条 (商号) (現行どおり)
第 2 条 (本店の所在地) 当社は、本店を明石市に置く。	第 2 条 (本店の所在地) (現行どおり)
第 3 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 3 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 } { (記載省略)	1 } { (現行どおり)
13 }	13 }
(新 設)	14 <u>金属製品の製造・販売</u>
(新 設)	15 <u>一般機械器具の製造・販売</u>
(新 設)	16 <u>精密機械器具の製造・販売</u>
14 } { (記載省略)	17 } { (現行どおり)
41 }	44 }
(新 設)	第 4 条 (機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	1 <u>取締役会</u>
	2 <u>監査役</u>
	3 <u>監査役会</u>
	4 <u>会計監査人</u>

現 行	変 更 案
<p>第4条（公告の方法） 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第5条（公告方法） 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条（発行する株式の総数） 当社が発行する株式の総数は、175,532千株とする。 <u>ただし、株式の消却が行なわれた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、175,532千株とする。 〔削 除〕</p>
<p>〔新 設〕</p>	<p>第7条（株券の発行） <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第6条（自己株式の取得） 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第8条（自己の株式の取得） 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第7条（1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>〔新 設〕</p>	<p>第10条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol>
<p>第8条（名義書換代理人） 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わないものとする。</u></p>	<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>第9条（基準日） 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>本定款に定めるもののほか、必要がある場合には、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。</u></p>	<p>〔削 除〕</p>

現 行	変 更 案
<p>第 10 条 (株式取扱規則)  <u>当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 (招集の時期)          当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。          [新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>第 12 条 (招集権者及び議長)          当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。  <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会規則に定める他の取締役がこれに当たる。</u>          [新 設]</p> <p>第 13 条 (決議の方法)          株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。  <u>商法第 343 条に定める決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</u></p> <p>第 14 条 (議決権の代理行使)          株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 15 条 (取締役の数)          当会社の取締役は、<u>13 名以内とする。</u></p> <p>第 16 条 (取締役の選任)          取締役の選任決議は、株主総会において、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u>          取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u>          [新 設]</p>	<p>第 12 条 (株式取扱規則)  <u>当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 (招集の時期及び場所)          当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に招集する。</u>  <u>当会社の株主総会は、本店所在地若しくはその隣接地で招集する。</u></p> <p>第 14 条 (定時株主総会の基準日)  <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>第 15 条 (招集権者及び議長)          当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。  <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 17 条 (決議の方法)          株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。  <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</u></p> <p>第 18 条 (議決権の代理行使)          株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役の数)          当会社の取締役は、<u>8 名以内とする。</u></p> <p>第 20 条 (取締役の選任)          取締役の選任決議は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u>          取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u>  <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>第 17 条 (代表取締役及び役付取締役)  <u>代表取締役は、5 名以内とし、取締役会の決議をもって定める。</u>  〔新 設〕  <u>取締役会の決議をもって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 18 条 (取締役の任期)  <u>取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとし、増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 19 条 (取締役の報酬)  <u>取締役の報酬は、株主総会で定める。</u></p> <p>第 20 条 (取締役会の招集)  <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u>  〔新 設〕</p> <p>第 21 条 (取締役会規則)  <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定められたもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 22 条 (監査役の数)  <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>第 23 条 (監査役の選任)  <u>監査役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第 24 条 (常任監査役)  <u>監査役は、その互選をもって常勤の監査役を定める。</u>  <u>監査役は、その互選をもって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>第 25 条 (監査役の任期)  <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 26 条 (監査役の報酬)  <u>監査役の報酬は、株主総会で定める。</u>  〔新 設〕</p>	<p>第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)  <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  <u>代表取締役は 2 名以内とする。</u>  <u>取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 22 条 (取締役の任期)  <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条 (取締役の報酬等)  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集)  <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条 (取締役会規則)  〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 26 条 (監査役の数)  〔現行どおり〕</p> <p>第 27 条 (監査役の選任)  <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第 28 条 (常勤の監査役)  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>  <u>監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>第 29 条 (監査役の任期)  <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 30 条 (監査役の報酬等)  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 31 条 (社外監査役の責任限定契約)  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>第 27 条 (監査役会の招集)  監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。  〔新 設〕</p> <p>第 28 条 (監査役会規則)  監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定められたもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 29 条 (営業年度)  当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>第 30 条 (利益配当金の支払)  <u>当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>第 31 条 (中間配当)  当社は、<u>取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定に基づく金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u></p> <p>第 32 条 (除斥期間)  <u>利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u>  利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p>第 32 条 (監査役会の招集)  監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。  <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 33 条 (監査役会規則)  〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条 (事業年度)  当社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>第 35 条 (期末配当及び基準日)  当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、<u>定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。</u></p> <p>第 36 条 (中間配当及び基準日)  当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、<u>取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行なうことができる。</u></p> <p>第 37 条 (除斥期間)  <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>  剰余金の配当に対しては利息をつけない。</p>

以 上